

ユニット型指定介護老人福祉施設

「特別養護老人ホーム ニツ森」 利用料金表

『介護保険負担割合証』の利用者負担の割合を適用

新利用料金
令和6年4月1日より適用

*経過的ユニット型個室的多床室		※この料金表は『介護保険負担割合証』の利用者負担割合が1割の場合								(単位：円)		1日の利用料	1月(30日)の利用料	
区分	負担段階	①サービス利用自己負担額	②日常生活継続支援加算Ⅱ	③夜勤職員配置加算Ⅳ	④精神科医療養指導加算	⑤科学的介護推進体制加算Ⅱ(月)	⑥介護職員処遇改善加算Ⅰ	⑦介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	⑧介護職員等ベースアップ等支援加算	居住費(*1)	食費(*2)	お菓子飲料代(*3)	1日の利用料	1月(30日)の利用料
要介護1	1	670								490	300		1,782	53,510
	2									490	390		1,872	56,210
	3①									1,310	650		2,952	88,610
	3②									1,310	1,360		3,662	109,910
	非該当									1,668	1,445		4,105	123,200
要介護2	1	740								490	300		1,861	55,880
	2									490	390		1,951	58,580
	3①									1,310	650		3,031	90,980
	3②									1,310	1,360		3,741	112,280
	非該当									1,668	1,445		4,184	125,570
要介護3	1	815	46	21	5	50	8.3%	2.7%	1.6%	490	300	150	1,945	58,400
	2									490	390		2,035	61,100
	3①									1,310	650		3,115	93,500
	3②									1,310	1,360		3,825	114,800
	非該当									1,668	1,445		4,268	128,090
要介護4	1	886								490	300		2,025	60,800
	2									490	390		2,115	63,500
	3①									1,310	650		3,195	95,900
	3②									1,310	1,360		3,905	117,200
	非該当									1,668	1,445		4,348	130,490
要介護5	1	955								490	300		2,102	63,110
	2									490	390		2,192	65,810
	3①									1,310	650		3,272	98,210
	3②									1,310	1,360		3,982	119,510
	非該当									1,668	1,445		4,425	132,800

*居住費・食費の減免(段階)は『介護保険負担限度額認定証』にて確認させていただきます

- ⑥介護職員処遇改善加算Ⅰ = *総単位数 × 8.3% (介護老人福祉施設加算率)
- ⑦介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ = *総単位数 × 2.7% (介護老人福祉施設加算率)
- ⑧介護職員等ベースアップ等支援加算 = *総単位数 × 1.6% (介護老人福祉施設加算率)
- *総単位数とは、1か月分の①~⑤、⑧~⑩の総合計

・その他(介護保険給付の対象)

項目	単位(円)
⑨療養食加算(1回=1食、1日3回を限度)	6/回
⑩初期加算(*4)	30/日
⑪安全対策体制加算(*5)	20/入所時
⑫外泊時費用(*6)	246/日

- *1 居住費・・・室料+水道光熱費相当
- *2 食費・・・食材料費+調理費用相当
- *3 お菓子飲料代・・・経管栄養の方は徴収いたしません
- *4 初期加算・・・入所日から30日間算定(30日を越える入院後に再入所される場合も同様に算定)
- *5 安全対策体制加算・・・入所月に1回を限度として算定
- *6 外泊時費用・・・外泊または入院の場合に算定(外泊等の初日と最終日を除き、1月に6日を限度として算定)
1回の入院、外泊で月をまたがる時は最大連続13泊(12日間)算定
居住費については、入院・外泊期間も介護保険負担限度額認定証の利用者負担段階に応じて算定